

とちぎ農産物輸出促進ネットワーク運営要領

(名称)

第1条 本ネットワークは、とちぎ農産物輸出促進ネットワークと称する。

(目的)

第2条 本ネットワークは、農産物の輸出に関する情報提供や、産地間・産地と輸出事業者間の交流を促進することにより、新たな輸出産地の創出や成功事例の横展開を進め、更なる輸出拡大を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の事業に取り組む。

- (1) 農産物の輸出に関する情報提供
- (2) 実践セミナーの開催
- (3) 会員間の交流促進
- (4) 県産農産物の輸出に関する課題、ニーズの把握
- (5) 県産農産物の輸出促進に関する取組方針等の検討
- (6) その他県産農産物の輸出促進に資する事業

(対象者)

第4条 本ネットワークの対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 県産農産物の輸出に取り組む又は取り組もうとする生産者、農業法人、生産者団体
- (2) 県産農産物の輸出を行っている又は希望する輸出事業者
- (3) 県産農産物の輸出を支援する団体、行政機関
- (4) その他県産農産物の輸出促進に資すると認められる者

(運営及び事務局)

第5条 本ネットワークの運営者は、栃木県農政部経済流通課長とする。

2 本ネットワークの事務局は、栃木県農政部経済流通課に置く。

(利用規約)

第6条 運営者は、本ネットワークの利用に関する規約を別途定めるものとする。

(その他)

第7条 本要領に定めるもののほか、本ネットワークの運営に関し必要な事項は運営者が定める。

附 則

この要領は、令和8（2026）年7月10日から施行する。